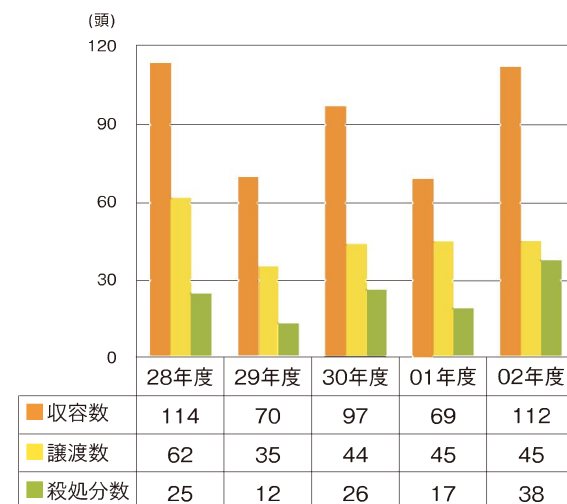
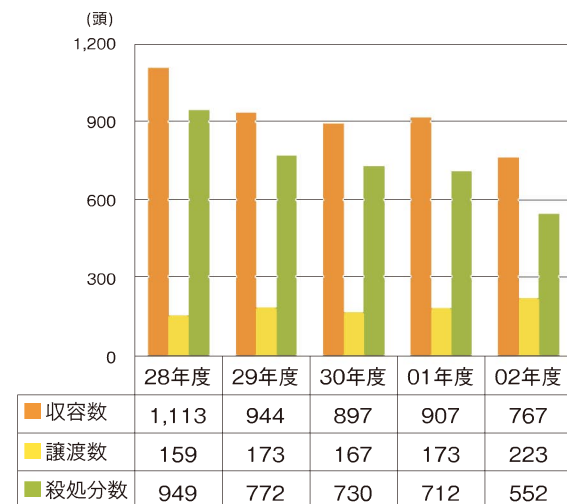


京都市の動物愛護行政について

★犬の収容・譲渡・殺処分の現状



★猫の収容・譲渡・殺処分の現状



< 語句の定義 >

収容数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫の頭数

譲渡数：動物愛護センターで引取り・保護した犬猫のうち新しい飼い主へ譲り渡した頭数

殺処分数：動物愛護センターに収容（引取・保護等）された犬猫のうち、返還や譲渡ができず、やむなく、できる限り苦痛を与えずに致死させた犬猫の頭数（飼育管理中に死亡したものを含む。）

犬について

- 動物愛護センターに収容される犬の多くは、人慣れしていない野犬、高齢犬、病気を患っている犬であり、一方で、犬の譲渡希望者は、人慣れした若い犬を希望される方が多いことから、容易に譲渡先が決まらない状況にあります。
- 無駄吠えやかみぐせ等の問題行動のある犬については、専門家によるトレーニングにより矯正し、譲渡適性を獲得させる「京都方式」により、少しでも多くの犬を譲渡できるよう取り組んでいます。

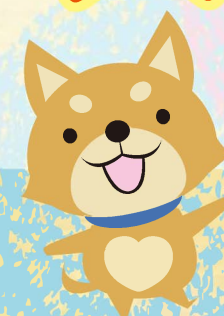
猫について

- 猫については、収容された猫のうち、約9割が、野良猫が産み落とした子猫です。
- こうした子猫は大変幼弱であり、行政が引き取ったときには瀕死の状態であることも多く、また、数時間おきに授乳等が必要になるため、全てを飼育管理することは困難です。このため、そのほとんどを殺処分せざるを得ない現実があります。
- 子猫対策として、ある程度人が世話をすれば自活できる子猫については、一般への譲渡が可能となる2箇月齢になるまで自宅で一時的に預かり、飼養していただく「子猫の一時預り在宅ボランティア事業」を平成27年1月から開始し、猫の譲渡促進を図っています。

さいごに

- 「人と動物が共生できるうおいのある豊かな社会」の実現のためには、京都動物愛護憲章にうたうように、動物と正しく関わることや、犬猫などのペットを最期まで、適切に飼うことなどが大切です。
- そこで、小学校や幼稚園、保育園で、子どもたちに動物について学んでいただき、「命の大切さ」や「動物との正しい関わり方」を発信することにより、「人にも動物にも心地よいまちづくり」につなげていきたいと考えています。
- また、令和元年に改正された動物愛護管理法では、動物の殺傷、遺棄・虐待に対する罰則が強化（殺傷：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金、遺棄・虐待：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）されており、動物をみだりに虐待したり、ペットを捨てたり（遺棄）することは犯罪です。
- 保護者の皆様も、子どもたちと一緒に、動物との正しい関わり方などについて、お話をしてみてください。

人と動物の共生 に向けた取組



京ちゃん
(きょう)



都ちゃん
(みやこ)

京都動物愛護センター
マスコットキャラクター



動物愛護センター
ホームページ

「京都動物愛護センター(愛称：動物愛ランド・京都)」

平成27年5月に全国初となる府市共同の京都動物愛護センターを南区にオープンしました。

本センターでは、京都の動物愛護拠点として、収容された犬猫を新しい飼いさんに譲渡したり、ヒルズ・ドッグラン(※)を活用した職員とボランティアスタッフによる啓発事業を実施したり、動物愛護に係る展示などを行ったり、人と動物が共生できるまちを目指した様々な事業を行っていますので、是非一度、お越しください。

※ドッグフード及びキャットフード等の販売を行っている日本ヒルズ・コゲート株式会社とドッグランのネーミングライツに係る契約を締結しており、ドッグランの通称を「ヒルズ・ドッグラン」としています。



京都動物愛護センター SNS



twitter



facebook



instagram

☆☆☆ 京都動物愛護憲章 ☆☆☆

「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現のために、市民・府民、事業者、動物愛護団体及び行政がそれぞれの立場で動物愛護のあり方について考え、行動するためのよりどころとなる「京都動物愛護憲章」を平成26年12月に制定しました。

この「京都動物愛護憲章」の理念の下、本市では様々な取組を実施しています。



京都市動物愛護事業推進基金

市民や事業者の御理解と御支援の下、皆様に愛着を持っていただける施設となることを目指すとともに、京都動物愛護センターを拠点とした様々な動物愛護事業をより充実したものとするため、「京都市動物愛護事業推進基金」を募集しています。

皆様からの寄附金を、以下の事業の充実に活用させていただいています。

- 飼い方教室や動物愛護週間事業などの動物愛護事業の推進
- 収容動物の適切な飼養管理、譲渡事業の推進
- 動物由来感染症など動物に関する幅広い情報発信
- 災害時における動物の保護 など



京都市動物愛護事業推進基金
ホームページ

 ペットの防災対策推進事業

災害時において、飼い主がペットと一緒に速やかに避難できるよう、避難所におけるペットの受入体制の整備や飼い主への平常時の備えなどについて啓発するとともに、動物愛護センターを拠点とした京都市獣医師会等との連携による被災動物の救護体制を整えます。

なお、令和２年度末時点で市内の約９割の指定避難所はペットの受入場所などについての体制が整っています。



ペットの災害対策
ホームページ

 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例

人と動物が共生できるまちづくり、生活環境の保全などの観点から、飼い主のマナーや責任、所有者のいない動物への餌やりの適正化などを定めた「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」を平成27年7月に施行しました。

これにより、飼い犬のふんの回収の義務化や、野良猫などへの不適切な給餌の禁止など、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼしてはならないことなどのルールが設けられました。

また、犬や猫を多数(犬5頭以上もしくは、犬猫合わせて10頭以上)飼われる方には、多頭飼育の届出を義務付けています。



京都市動物との共生に向けた
マナー等に関する条例
ホームページ

京都市まちなこ活動支援事業

周辺住民の理解の下、地域住民が餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき野良猫を適切に飼養管理するとともに、避妊・去勢手術を本市が無料で行うことにより、野良猫の無秩序な増加を防止し、野良猫に一代限りの命を全うさせ、野良猫の減少を図る「まちなこ活動支援事業」を平成22年度から実施しています。

◎10年間の取組の成果等（平成22年度～令和元年度）

- ・交通事故等により屋外で死亡した猫の頭数が3割弱減少
(H26：5,169頭⇒R1：3,715頭)
- ・活動する期間が長いと、野良猫が減った地域の割合が高くなり、1地域当たりで減った野良猫の頭数が多くなる。(下図のとおり)



まちねこ活動支援事業
ホームページ

活動年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
猫が減った地域の割合	62%	41%	83%	70%	75%	100%	100%	100%	100%
減った猫の頭数 (1地域当たり)	0.69	0.14	1	3	5.1	8.7	13	10.5	4



まちねこ活動事業評価
ホームページ